

議員提出議案第32号

児童扶養手当制度の拡充を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和2年12月15日

提出者 秩父市議会議員 出 浦 章 恵

賛成者 秩父市議会議員 赤 岩 秀 文

同 新 井 重一郎

同 大久保 進

同 清 野 和 彦

秩父市議会議長 高 野 宏 様

児童扶養手当制度の拡充を求める意見書

児童扶養手当は、母子家庭などひとり親家庭の「生活の安定と自立の促進」によって「児童の福祉の増進を図る」（児童扶養手当法1条）ことを目的に支給される制度で、所得に応じて子ども1人最大月額4万3,160円、第2子加算1万190円、第3子以降加算6,110円が支給されています。所得が増えるほど支給額が減り、前年度の所得額が230万円以上になると打ち切られます。このため所得制限ぎりぎりの世帯は、児童扶養手当支給世帯以下の生活レベルに陥るという逆転現象がおきて困窮しています。

また、様々なひとり親支援の制度の多くは「児童扶養手当」の有無が基準になっているため、児童扶養手当対象外になると、様々な支援からもこぼれてしまう実態があります。

NPO法人が今年7月におこなった調査によると、コロナ禍のもとでシングルマザーの7割が雇用形態の変更や減収に見舞われ、ひとり親世帯の暮らしがいつそう厳しさを増している実態が明らかになっています。格差を固定化させず、貧困の連鎖を断つためにも、児童扶養手当制度のさらなる拡充が求められています。

よって、国においては、児童扶養手当制度について、下記の改善を早急に図るよう強く要望します。

記

- 1 所得制限を緩和し、支給対象の拡大を図ること。
- 2 第2子以降の加算額を増額すること。
- 3 子の扶養者が公的年金を受けている場合でも併給できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

秩父市議会議長 高野 宏

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

議員提出議案第33号

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和2年12月15日

提出者 秩父市議会議員 大久保 進

賛成者 秩父市議会議員 赤岩 秀文

同 新井 重一郎

同 出浦 章恵

同 清野 和彦

秩父市議会議長 高野 宏 様

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 (犯罪被害者等補償法を制定して) 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

秩父市議会議長 高野 宏

内閣官房長官 様
総務大臣 様
法務大臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様
国家公安委員会委員長 様

議員提出議案第34号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和2年12月15日

提出者 秩父市議会議員 本橋 貢

賛成者 秩父市議会議員 赤岩 秀文

同 新井 重一郎

同 出浦 章恵

同 大久保 進

同 清野 和彦

秩父市議会議長 高野 宏 様

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

秩父市議会議員 高野 宏

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様